

金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に  
向けた取組方針（改定版）（案）について

令和2年4月22日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 金沢市立学校における教職員が本務に専念するための 時間の確保に向けた取組方針（改定版）（案）

全国的に課題となっている教職員の多忙化改善について、本市においては、平成30年3月、「金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた取組方針」を策定し、これまで2年間にわたり当該方針の具現化を進めてきたところである。

当該方針の達成目標では、3年間で「時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指す」としており、令和2年度が3年目となることから、本市においてこれまでの検証を踏まえ、さらなる着実な取組を推進するために改定をする。

### 1 主な改定内容

#### （1）時間外勤務の縮減に向けた達成目標

新 中長期的な目標を追加

#### （2）教育委員会が行う具体の取組（7項目→12項目）

改 長期休業中の学校閉庁日の設定 市立工業 期間中の3日間  
→期間中の連続する4日間

新 研究指定校の縮減

新 教材等の共有化

新 事務の共同実施モデル事業の推進

新 学校教育におけるICT化

新 自動音声応答装置の設置

#### （3）学校が行う具体の取組（4項目→7項目）

改 定時退校日の設定 月1回→月2回

改 学校が行う会議や連絡の整理・統合 文書作成の工夫について追加

新 校内研修の工夫

新 業務の効率化を図るための環境整備等

新 年次有給休暇の取得推進

#### （4）部活動指導における具体の取組

改 部活動指導員の配置 モデル的に配置→本格実施

### 2 適用日

令和2年5月1日

# 金沢市立学校における教職員が本務に専念するための 時間の確保に向けた取組方針（改定版）（案）

## 1 取組を進めるにあたっての基本方針

- (1) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制や学校運営体制の構築など、次期学習指導要領への対応を含め、教職員が本務に専念するための時間を確保するという観点に立ち、取組を進める。
- (2) 教育委員会及び学校現場が問題意識を共有し、足並みをそろえて、出来ることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していく。
- (3) 教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた抜本的な改善には、国による教職員の定数改善が必要不可欠であり、引き続き国に対して強く求めていく。

## 2 取組を進めるにあたっての留意点

- (1) 金沢市立小学校校長会及び金沢市立中学校長会などと連携し、取組方針を全教職員に周知するとともに、教職員の意識改革を進める。
- (2) 勤務時間記録を継続し教職員の勤務状況を把握した上で、取組の効果や課題を検証し、必要に応じて取組の見直し、充実を図る。
- (3) 教員が担うべき業務を明確化し、教員が担うべき業務と必ずしも教員が担う必要がない業務の役割分担を図っていく。
- (4) 国の「学校における働き方改革に関する総合的な方策」や県教育委員会の「教職員の多忙化改善に向けた取組方針（改定版）」などを踏まえ、取組を進める。

## 3 時間外勤務時間の縮減に向けた達成目標

- ・平成30年度以降、全校種で時間外勤務時間の平均を前年度より減少させるとともに、業務分担の適正化等により、3年後までに時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指す。

### <中長期的な目標>

教職員の多忙な勤務状況については、上記の目標を達成することで十分に解消されたとは言えず、引き続き、多忙化改善に向けて業務量の縮減や業務の効率化をなど、不断の努力を続けていくことが必要である。

今後は、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針が定められたことを踏まえ、教職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、時間外勤務時間の上限を以下の範囲内とすることを目指す。

- 1か月について 45時間
- 1年間について 360時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においても時間外勤務時間の上限を以下の範囲内とすることを目指す。

- 1か月について 100時間未満
- 1年間について 720時間
- 1年のうち1か月の時間外勤務時間が45時間を超える月数について 6か月
- 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間における1か月あたりの平均時間について 80時間

#### 4 教育委員会が行う具体の取組

##### ○長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・小中学校においては、8月11日から8月17日の7日間を学校閉庁日とする。
- ・高等学校においては、上記期間中の連続する4日間を学校閉庁日とする。

##### ○教職員の研修体制の見直し

- ・校外研修の開催回数を縮減するとともに、長期休業中において、連続して研修を実施しない日を設定する。
- ・OJTの推進や人材バンクからの講師派遣により、校内研修の充実を図る。

##### ○学校訪問の回数・内容の見直し

- ・指導主事担当校訪問、学力向上支援訪問を合同訪問とするなど、訪問回数を縮減する。

##### ○研究指定校の縮減

- ・研究指定校の指定校数の縮減を図るとともに、事前案内、成果発表会及び発表資料の簡略化を進める。

##### ○教材等の共有化

- ・事例・教材共有ポータルサイト(Classi Lab)を活用し、教材等の共有化に努め、充実を図る。

##### ○教育委員会が行う会議や調査等の改善

- ・会議の整理・縮減を図る。
- ・調査・照会の整理・統合や、事務処理の改善、帳簿等の簡略化・電子化を進める。

##### ○学校事務補助職員の配置拡充

- ・教員による学習指導の充実を図るため、一定規模以上の小中学校に学校事務補助職員増員配置する。

##### ○コミュニティ・スクール等の推進

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、学校の課題を地域とともに解決する仕組みづくりを行う。
- ・地域住民が参画する諸会議を学校運営協議会に一本化し、学校運営の効率化を図る。

##### ○学校給食費の経理手法等の見直し

- ・学校給食費の公会計化や徴収管理業務の教育委員会への移管などの早期実現を図る。

##### ○事務の共同実施モデル事業の推進

- ・学校事務の効率化及び事務職員の資質向上を図るため、事務の共同実施に向けて、モデル校で調査・検討を進める。

##### ○学校教育におけるICT化

- ・国のGIGAスクール構想に基づき、タブレット端末等のICT環境整備を推進するとともに、OA機器の導入・更新を計画的に進め、授業準備や事務処理等の効率化を図る。
- ・市町教育委員会連合会において、県内における統合型校務支援システムの整備に向けた検討を進める。

##### ○自動音声応答装置の設置

- ・市内全小中学校の電話に自動音声応答装置を設置し、夜間及び土日、休日等の対応を自動音声とすることで電話対応業務の軽減を図る。

## 5 学校が行う具体の取組

- 校長のリーダーシップによる業務の適正化
  - ・学校管理運営計画に教職員の働き方や業務改善の項目を設け、取組状況を学校評価で分析点検する。
  - ・職員会議等を活用し、教職員の意識改革を促進する校内研修を実施する。
- 定時退校日の設定及び最終退校時刻の目標の設定
  - ・月 2 回以上の定時退校日を設定する。
  - ・各学校における最終退校時刻の目標を設定する。
- 学校が行う会議や連絡の整理・統合
  - ・各種会議の実施方法を工夫する。
  - ・校内での提案文書や報告書等については、過度に詳細なものとならないよう工夫する。
  - ・学校だよりやP T Aだよりを整理・統合する。
- 校内研修の工夫
  - ・校内研究や教科教育研究会に係る研究発表会や報告書作成等の簡略化・簡素化を図る。
- 業務の効率化を図るための環境整備等
  - ・机上の整理・整頓を定期的に行うなど、業務の効率化を図る。
  - ・個人が作成した教材・資料等の電子データを学年や教科で共有するなど、活用しやすい環境をつくる。
- 年次有給休暇の取得促進
  - ・教職員は、長期休業期間の利用などにより、年次有給休暇の年間5日間以上の確実な取得に努めることとし、管理職はそのための環境整備を図る。
- 保護者や地域の方々の理解・協力
  - ・P T A総会や役員会、学校運営協議会等において、教職員の勤務時間の現状や改善に向けた取組について説明し、理解や協力を求めていく。

## 6 部活動指導における具体の取組

- 部活動休養日の拡充
  - ・休養日は、原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。
- 1日の活動時間の設定
  - ・平日の活動時間は、長くとも2時間までとする。
  - ・学校の休業日における活動時間は、長くとも3時間までとする。
- 長期休養期間の設定
  - ・夏季休業など長期休業中は、まとまった休養期間を設ける。
- 部活動指導員の~~モデル~~配置
  - ・中学校に教員O Bなどの部活動指導員を~~モデル的に~~配置する。